

花巻市男女共同参画基本計画〔平成28～35年度〕基本目標(案)

男女共同参画の理解の促進

- ▶男女共同参画を推進するためには、人権の尊重や男女平等、男女相互の理解と協力の重要性などについて、社会全体で理解を深めることが重要です
- ▶子どものころからの教育をはじめ、男女問わず全ての世代が理解を深められるよう学習機会の充実や、広報・啓発などに取り組みます

男女の社会における参画の促進

- ▶男女共同参画社会の形成に向けては、男女があらゆる分野で対等に参画し、責任を分かち合うことが重要です
- ▶政策・方針決定の場に女性の積極的な参画を推進するとともに、地域活動や労働の場などに男女の参画が推進されるよう、男女の能力を發揮するための支援や人材育成などに取り組みます

男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ▶働く全ての人々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させることが重要です
- ▶男女が安心して働くことができるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する事業所への周知・啓発などに取り組みます

男女間の暴力の防止と根絶

※花巻市配偶者暴力防止対策基本計画を兼ねる

- ▶ドメスティック・バイオレンス(DV)などの男女間の暴力は、身体的・精神的な痛みなどをもたらす重大な人権侵害であり、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です
- ▶DVの正しい理解と防止のための教育や啓発、DVに関する関係機関との連携などに取り組みます

男女共同参画基本計画(素案)に皆さんの意見をお聞かせください

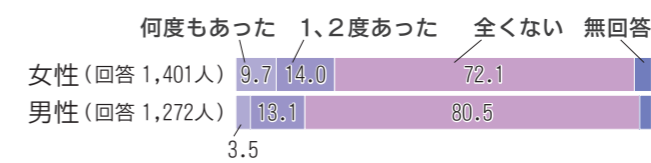
配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人から受ける暴力をDVといいますが、暴力には、身体的暴力や精神的暴力のほか、性的・経済的・社会的暴力とさまざまなあり、多くの場合、複数の暴力が重なり、何度も繰り返されるといいう特徴があります。

DVは、相手を支配してコントロールしようとする行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は女性に多く、男女平等の妨げになっています。

DVは、私たちの身近にも存在しています。どんな理由でも決して許されるものではないという姿勢を社会全体で示していくことが必要です。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

■配偶者からのDV被害経験(単位%)



■配偶者から被害を受けたことの相談の有無(単位%)



出典「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月、内閣府男女共同参画局)

DVで悩んでいる人へあなたは悪くありません

「暴力を受けるのは自分が悪いから」「これは家庭内の問題だから」「私が我慢すれば済むこ

あなただけの問題ではありません

と。このように考え、一人で悩みを背負い込んでいませんか。あなたは悪くありません。暴力を振るう人が悪いのです。

DVは、子どもにも計り知れない影響を与える可能性があります。両親間のDVを日常的に目撃している子どもは、精神的な被害を受けているという研究結果が報告されています。

自分や子どもたちの将来のために、一人で悩まず、まずは相談してみましょう。

■DVに関する相談機関

相談機関	電話番号
DV相談ナビ(内閣府) ※発信場所から最寄りの相談機関の窓口に自動転送されます	☎0570-0-55210
市役所婦人相談窓口(本庁地域福祉課)	☎24-2111(内線507)
配偶者暴力相談支援センター(県南広域振興局花巻保健福祉環境センター)	☎22-4921
岩手県男女共同参画センター	☎019-606-1762

男女共同参画基本計画を策定します

「男女共同参画」とは、男女が共に協力し合いながら、それぞれの個性や能力を十分に發揮し、自分の意思でさまざまなことに取り組んだり、物事の決定に携わったりすることです。

市は、その実現に向けて、花巻市男女共同参画基本計画を策定し、各種取り組みを進めてきました。

平成27年度までの期間となっていたこの基本計画の後継として、新たな基本計画を策定します。期間は、平成28年度から平成35年度まで。四つの基本目標を掲げて男女共同参画社会の実現を目指します。

皆さんの意見をお聞かせください

新たに策定する計画(素案)について、皆さんからの意見を募集します。

■募集期間

11月16日(月)～12月15日(火)

■計画素案の公表方法

市役所本庁総務課・地域づく

女性活躍推進法^(*)が制定

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

この法律では、女性が職場において活躍できる環境を整えるため、国や地方公共団体の取り組みに加え、企業の役割も定められています。

◆基本原則

- 女性に対する採用、昇進などの機会を積極的に提供・活用する
- 性別による役割分担などの職場慣行が及ぼす影響に配慮する
- 仕事と家庭の両立ができる環境を整備する
- 仕事と家庭の両立に関し、本人の意思を尊重する

◆国・地方公共団体・企業の義務

- (企業は労働者301人以上が対象。300人以下の企業は努力義務)
- 女性の活躍に関する状況把握と課題分析
- 課題を解決するための行動計画の策定・届け出(企業)・社内周知・公表
- 女性の活躍に関する情報の公表

問い合わせ・男女共同参画基本計画(素案)への意見の提出

本庁地域づくり課
〒025-8601花巻町9-30
☎24-2111内線457
☎24-0259
✉kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp